

専門部会の設置について

東京都景観審議会計画部会

1 計画部会の所掌事項 東京都景観審議会運営要綱第 15 条第 2 項

計画部会は、景観計画の策定に関する検討や東京都景観条例第 21 条第 2 項の規定に基づき、知事の求めに応じ、大規模建築物の建築等に対して広域的視野と専門的見地から意見を述べる。

2 計画部会専門員名簿

氏 名	備 考
加 藤 幸 枝	カープ ランニング コーポレーションクリマ代表取締役 * *
岸 井 隆 幸	一般財団法人計量計画研究所代表理事 * *
瀬 良 智 機	日本住宅パネル工業協同組合理事長 *
高 見 公 雄	法政大学デザイン工学部教授 * *
田 中 友 章	明治大学理工学部建築学科専任教授 *
内 藤 廣	建築家・東京大学名誉教授 * *
古 谷 誠 章	早稲田大学理工学術院建築学科教授 * *

* 東京都景観審議会委員と兼任の委員

* * 東京都景観審議会専門員を示す

東京都景観審議会歴史景観部会

1 歴史景観部会の所掌事項 東京都景観審議会運営要綱第 15 条第 3 項

歴史景観部会は、東京都選定の歴史的建造物の指定や保存・活用方法に関して意見を述べる。

2 歴史景観部会専門員名簿

氏 名	備 考
岡 本 公 秀	文化庁文化財第二課調査部門主任文化財調査官 * *
金 出 ミ チ ル	東京藝術大学大学院非常勤講師 * *
是 澤 紀 子	日本女子大学建築デザイン学部教授 * *
光 井 渉	東京藝術大学美術学部建築科教授 *

* 東京都景観審議会委員と兼任の委員

* * 東京都景観審議会専門員を示す